

令和4年度熊本県中小企業者価格転嫁推進事業費補助金
(広報事業補助金) 交付申請要領

1 事業の目的

本補助金は、中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合等、生活衛生同業組合等、一般社団法人、公益社団法人等が原油価格・物価高騰等の上昇分を円滑に価格転嫁できる事業環境の整備を推進するための事業実施を支援することを目的とします。

2 補助の対象

(1) 補助対象となる事業者 (熊本県内に所在する以下の①～⑥のいずれに該当する団体)

- ① 中小企業等協同組合 (中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) に規定する中小企業等協同組合)
- ② 協業組合及び商工組合等 (中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) に規定する協業組合及び商工組合等)
- ③ 生活衛生同業組合等 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号) に規定する生活衛生同業組合等)
- ④ 一般社団法人等 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成18年法律第48号) に規定する一般社団法人及び一般財団法人)
- ⑤ 公益社団法人等 (公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号) に規定する公益社団法人及び公益財団法人)
- ⑥ 法人化されていない団体等を構成し規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる任意の団体

(2) 補助対象の要件 (以下の①～②のすべてを満たすこと)

- ① 定款、規約又は会則があること。
- ② 熊本県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(3) 補助の対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、原油価格・物価高騰等の上昇分を円滑に価格転嫁できる事業環境の整備を推進するため、取引先に価格転嫁の理解を求める新聞広告掲載、消費者に価格転嫁の理解を求める情報誌等への広告掲載、店頭に置くリーフレットや店内に掲示するポスター等の作成、販売促進を目的とした配布用のチラシ等作成等の紙媒体による広報活動に要する経費

※1 販売促進を目的としたチラシ等には価格転嫁の理解を求める販売促進であることを紙面に表示して下さい。

(例)チラシの一部に「物価高騰に伴う価格転嫁にご理解をお願いします。」
等を表示する。

※2 交付決定以前に行われた事業に要する経費は、補助対象となりません。

※3 広報内容は事前にご相談下さい。

(4) 消費税の取扱い

消費税の確定申告において、補助事業に係る消費税が仕入税額控除されることが見込まれる場合は、交付申請書に補助金所要額から消費税等仕入控除税額を減額した額を補助金額として記入し、消費税等仕入控除税額の積算内訳を別紙として添付願います。

ただし、申請時点で消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではありませんが、補助金の交付決定後の実績報告もしくは消費税等仕入控除税額の確定の際に金額を報告する必要があり、補助金の支出後であっても、消費税等仕入控除税額分の返還を求めることがあります。

3 事業の実施期間

令和6年1月31日(水)までに事業を終了(事業実施に係る業者等への支払いまでが完了)した上で、実績報告書の提出が必要となります。

4 確認調査

補助金交付申請書の提出後、事業の実施内容について確認調査を行います。確認調査によって補助の要件を確認し、補助の対象として適正と認められた事業に対して補助金が交付されます。

調査は原則として書面審査により行うものとしませんが、必要に応じて現地調査等を行います。

5 補助金の率

予算の範囲内において、補助対象経費の3/4以内を補助するものとします。

6 補助金額の算定と補助上限額等

	補助対象となる事業者団体	補助上限額
①	中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合等、生活衛生同業組合等、一般社団法人等、公益社団法人等	750 千円
②	上記①に属さない任意の団体組織等	375 千円

※1 組合等当りの申請回数の上限について現在のところ定めていませんが、予算の執行状況を見ながら調整を図る場合があります。

7 スケジュール

(1) 追加募集分

交付申請	令和5年3月10日(金)～令和5年12月22日(金)まで
交付決定通知	令和5年4月3日(月)から随時
補助事業の完了	令和6年1月31日(水)まで
実績報告	令和6年2月9日(金)まで
交付確定通知	実績報告書審査後
補助金請求	交付確定通知後
補助金支払	補助金請求後

8 交付申請交付申請

「令和4年度熊本県中小企業者価格転嫁推進事業費補助金交付要項」に規定する「交付申請書(様式第1)」及び「補助事業計画書」及び「補助事業計画書(様式第1-別紙)」に下記の添付書類を添えて申請願います。

【添付書類】

①事業実施に係る書類

- ・見積書の写し(10万円以上の場合2者以上から徴収)
- ・見積書について一式計上する場合は、積算数量計算書の写し
- ・仕様書の写し

②定款、会則等の写し

③申請日時点での組合員、会員名簿

④誓約書(別紙1)

⑤連携申請構成表(別紙2)

⑥経費負担割合表(別紙3)

⑦その他会長が必要と認める書類

複数の団体が連携して事業を行う
場合のみ必要です。

注) 見積書等の宛名は、補助事業者名で統一してください。

空欄や別会社、別団体などへの発行、補助事業者宛てに発行されたものと判断できないものは補助対象となりません。

9 提出期限

- (1) 交付申請書提出期限 令和5年12月22日(金) (当日消印有効)
※予算の都合により、申請期間内であっても募集を締め切る場合があります。
- (2) 提出部数 2部(正副1部ずつ) ※副本は正本のコピーとなります。
- (3) 提出先

〒860-0801 熊本市中央区安政町3-13 (県商工会館内)
熊本県中小企業団体中央会

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、原則郵送で提出をお願いします。その際、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

10 注意事項

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただくほか、内容によっては刑事罰が適用される場合もありますので留意願います。

- (1) 交付申請後、補助事業者が交付要項又は交付要項に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を中小企業者価格転嫁推進事業以外の用途に使用した、または使用しようとした場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続するに交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

《問い合わせ先》

熊本県中小企業団体中央会 096-325-3255